

福祉施策に関する提言・重点要望

福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

2. 子ども手当の創設について

子ども手当の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分反映するとともに、これに要する経費は人件費や事務費を含め全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

3. 障害者施策の充実等について

(1) 障害者自立支援法を廃止して、施策の見直しを行うことについては、性急な変更により現場に混乱を招かぬよう、早期に適切な情報を提供し、国民の理解を深めるとともに、十分な準備期間を設け、都市自治体の意見も踏まえて計画的に実施すること。

また、システム改修経費をはじめ制度の見直しに伴う費用に対して、十分な財政措置を講じること。

(2) 障害者(児)の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

4. 生活保護制度について

生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。